

令和 年度 商品であって使用しない軽自動車等について（届出）

（宛先）浜松市長

令和 年 月 日

所有者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）												
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）												
電話番号			-		-							
古物商許可番号		第										号
届出者	住所											
	氏名/電話番号	氏名						電話番号				

次の車両は、浜松市税条例第82条の9に規定する「商品であって使用しない軽自動車等」に該当するので届け出ます。

枚中 1 枚目

No.	車両番号 <small>（「ハイフン」、「・」は記入しないでください。）</small>			取得年月日							① 取得時の走行距離				② 4月1日時点の走行距離				②-①				
	かな	元号※	※令和は「5」、平成は「4」を記入してください。	年	月	日	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km							
例	浜松	123	あ	4567	5	6	年	3	月	15	日	6	2	0	8	km	6	2	0	9	km	1	km
1	浜松						年		月		日					km							km
2	浜松						年		月		日					km							km
3	浜松						年		月		日					km							km
4	浜松						年		月		日					km							km
5	浜松						年		月		日					km							km
6	浜松						年		月		日					km							km
7	浜松						年		月		日					km							km
8	浜松						年		月		日					km							km
9	浜松						年		月		日					km							km
10	浜松						年		月		日					km							km

この届出のほか、次の書類を全て提出してください。

- ・ 古物商許可証の写し
- ・ 古物台帳の写し等（対象車両にアンダーラインを引いて下さい。）
- ・ 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- ・ 取得時及び4月1日時点の走行距離メーターの資料（自動車検査証等の写しの裏に貼付して下さい。）

<詳しくは裏面の注意事項をご確認下さい。>

内容確認		入力完了	
------	--	------	--

《 注意事項 》

1 課税免除の対象となる軽自動車等

軽自動車税(種別割)が課税免除の対象となるのは、次に掲げる事項を全て確認できた車両です。

- (1) 販売を目的として取得し、賦課期日現在において販売を目的として保有している軽自動車等であること。
- (2) 賦課期日現在において、当該軽自動車等の所有者及び使用者が同一であり、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者(古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けている者に限る。)の名義であること。
- (3) 当該軽自動車等が、リース車、レンタカー、レンタルバイク、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業の用に供されているものでなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること。
- (4) 当該軽自動車等の取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km未満であること。
- (5) 使用の本拠の位置が浜松市内であること。
※浜松ナンバーであっても、使用の本拠の位置が浜松市でない車両は課税免除の対象外です。
- (6) 4輪の軽自動車、3輪の軽自動車、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車であること。
※原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は課税免除の対象外です。

2 届出に必要なもの

- (1) 様式
※「車両番号」欄の記載順は、古物台帳等と同じ順に記載してください。
- (2) 古物商許可証の写し
- (3) 古物台帳の写し
※マーキング・アンダーライン等により対象車両が分かるよう示してください。
- (4) 自動車検査証(車検証)の写し または 軽自動車届出済証の写し
※自動車検査証が電子車検証の場合は、「自動車検査事項記録事項の写し」も必要です。
- (5) 賦課期日現在の走行距離が分かる走行メーターの写真等
※「自動車検査証(または軽自動車届出済証)の写し」の裏面に貼付して提出してください。
- (6) 取得時の走行距離が分かる書類等
※「取得時の走行距離が分かる書類等」の例
〈例1〉古物台帳に所有した時点の走行距離が記入されているものの写し
〈例2〉査定書、オークション出品証など(※車両を所有した時点の走行距離が記載されたもの)の写し
〈例3〉取得時の走行距離が分かる走行メーターの写真等
※「自動車検査証(または軽自動車届出済証)の写し」の裏面に貼付して提出してください。

3 届出期間

4月1日から7日(7日が土曜・日曜・祝休日の場合には翌開庁日)までに、浜松市役所 市民税課 軽自動車税グループへ郵送してください。

4 調査について

課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行います。

5 お問い合わせ先・届出提出先

〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1
浜松市役所 市民税課 軽自動車税グループ
電話 053-457-2077